(設置)

第1条 秋田工業高等専門学校運営組織規則第17条第2項及び秋田工業高等専門学校技術教育支援センター規則第8条第2項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、運営会議に附議する。
 - (1)技術教育支援センターの年間業務計画に関すること。
 - (2) 技術教育支援センター職員の研修会の実施に関すること。
 - (3) その他技術教育支援に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1)技術教育支援センター長
 - (2)情報処理センター長
 - (3) 各系及び一般教科自然科学系から推薦のあった教員 各1名
 - (4) 技術長
 - (5) その他校長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、技術教育支援センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、予め校長の了承を得て委員長が指名した委員とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 委員会に、特定の事項を調査・検討及び点検・検証するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、技術教育支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 秋田工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会規則(平成19年4月1日制定) は、廃止する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。